

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

| 告 示 | | ページ |
|---------------------------|-----------|-----|
| ○道営土地改良事業変更計画の決定…………… | (農業施設管理課) | 7 |
| ○森林法による通知に代える公示…………… | (治山課) | 7 |
| ○道路の供用の開始…………… | (道路課) | 7 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始…………… | (道路課) | 7 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | (河川課) | 8 |
| ○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可…………… | (建築指導課) | 9 |

告 示

北海道告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成23年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 縦覧場所 |
|-----|----------------------------|------------|
| 辺 溪 | かんがい排水 [一般] | 北海道上川総合振興局 |
| 豊 別 | 草地整備 [担い手中核型] (農業用道路、区画整理) | 北海道宗谷総合振興局 |

北海道告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小樽市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第704号のとおりである。

平成23年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

小樽市新光町484所在の森林について所有権を有する 石田 次郎

小樽市新光町487、488所在の森林について所有権を有する 芝 健一郎

小樽市新光町506所在の森林について所有権を有する 高村 多智

小樽市新光町507の4所在の森林について所有権を有する 株式会社エフ・イー・エル

北海道告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------|---|------------------|
| 道道 笹川土幌線 | 河東郡鹿追町北鹿追北14線1番23地先から同郡音更町字西中音更北15線15番7地先まで | 平成23.12.9 正午 |
| 道道 清水大樹線 | 河西郡中札内村東戸蔦東6線157番2地先から同郡中札内村中札内西2線238番1地先まで | 平成23.12.15 午前10時 |

北海道告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、縦覧場所及び区域

| 路線名及び縦覧場所 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|------------|---------------------|--------|----------|---------|--|
| 豊丘余市停車場線 | 余市郡余市町入船町68番7地先から | 前 | 17.80mから | 886.00m | 一般国道5号 重複L=6.80m |
| 北海道後志総合振興局 | 同郡余市町大川町3丁目68番1地先まで | | 22.50mまで | | |
| 小樽建設管理部 | | 前 | 22.00mから | 890.00m | 一般国道5号 重複L=6.80m 一般国道229号 重複L=9.75m |
| | | | 41.00mまで | | |
| | | 後 | 22.05mから | 890.00m | 一般国道5号 重複L=6.80m 一般国道229号 重複L=9.75m |
| | | | 60.50mまで | | |

上土幌土幌音更線 河東郡音更町緑陽台北区14番18地先から
北海道十勝総合振興局 同郡音更町緑陽台北区14番17地先まで
帯広建設管理部

| | | | |
|---|----------------------|---------|---|
| 前 | 20.11mから 21.18mまで | 259.93m | — |
| 後 | 20.53mから 21.18mまで | 259.93m | — |

北海道告示第718号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
河川電子台帳データベース機器（サーバ61台）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年12月12日（月）から同月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部土木局河川課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部土木局河川課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎10階建設部A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部土木局河川課）
- (2) 入札日時 平成24年1月20日（金）午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：sasaki.mayumi@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道建設部土木局河川課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5550

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of the machine (server 61 set)
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 20, 2012
- C Contact : Rivers and Waterways Division, Bureau of Public Works, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5550

北海道告示第719号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る施行について、認可した。

平成23年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の住所及び名称 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
アルファコート伊達駅前A B地区開発株式会社
代表取締役 福井 雅弘
- 2 市街地再開発事業の名称 伊達駅前A B地区第一種市街地再開発事業
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
- 4 施行認可の年月日 平成23年11月30日
- 5 事業施行期間 平成23年11月30日から平成26年3月31日まで
- 6 施行地区 伊達市山下町65番の一部、66番、67番、68番1から68番12まで、69番2、71番1から71番11まで、72番1から72番5まで、73番1、73番2、74番1、74番2、75番1、75番3から75番5まで、75番7、75番8、78番1
- 7 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成23年度については、平成23年11月30日から平成24年3月31日までとする。
- 8 公告の方法 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成24年1月7日